

東日本大震災の被災者の受け入れ

鹿児島県 南さつま市

平成23年4月4日

1 東日本大震災被災者の受け入れについて

(1) 支援の目的

鹿児島県「南さつま市」では、東日本大震災により被災された方々を、同じ日本国民として支援するため、市営住宅等は無償提供し、併せて生活支援等を行い、今後の立ち直りの一助となることを目的に東日本大震災被災者の受け入れを行います。温暖な土地で少しでも心身を癒すことができればと思っております。

(2) 支援の対象

東日本大震災により被災され、一時避難を希望される方で、罹災証明又は、身分及び居住地等を確認できる方（運転免許証、健康保険証等）
支援の対象に該当するか等は、とりあえずは、お電話等でご確認ください。

(3) 支援の内容

① 移動の支援（1回限り）

被災地から南さつま市まで移動費を支援・・・1人当たり5万円を補助

② 住宅の支援（入居から1年を限度とする。）

ア 市営住宅15戸（1DK～4DK）の提供・・・敷金及び家賃の免除

イ 空き家バンクの活用・・・市営住宅に準じた家賃補助

③ 生活の支援（1回限り）

生活必需品（衣類、食器、電化製品等）の購入費を生活支度金として支援
1人当たり5万円を補助（1世帯30万円を限度とする。）

※ 民家等にホームステイを行う場合

生活必需品（衣類等）の購入費を生活支度金として支援

1人当たり2万5千円を補助（1世帯15万円を限度とする。）

④ 教育の支援（1回限り）

ア 幼児がいる場合

幼稚園、保育園の入園料及び保育料について、1人当たり10万円を補助

イ 小・中学生がいる場合

学用品費、学校給食費、その他経費として、1人当たり10万円を補助

就学援助費の対象となる児童生徒は、別途検討する。

ウ 高校生がいる場合

南さつま市内及び近隣市の高校に入学する場合

入学金、教材費及び通学用自転車の購入費として、1人当たり10万円を補助

⑤ その他の支援

ア 国民健康保険税の減免（転入の日からから1年を限度とする。）

イ 軽貨物自動車（リース）斡旋・・・有料

（4）定住希望者への支援

南さつま市に定住を希望する場合は、別途支援策を検討する。

（市営住宅家賃の減免、就職先の支援、農地の貸与等）

2 東日本大震災被災者の受け入れ申請書

（1）別紙申請書

申請書は、被災各県の対策本部にあります。またホームページからもダウンロード出来ます。郵送希望者は郵送も可能です。

（2）申し込み多数の場合は、申し込み順に決定させていただきます。

（3）申し込みの締め切りは、予算額に達した時点で締め切ります。

（4）不正な申し込みが発覚した場合は、支援金の全額を返納させていただきます。

総合窓口（お問い合わせ先）

鹿児島県南さつま市川畑2648

電話：0993-53-2111（内線2203）

FAX：0993-52-0113

総務企画部総務課消防防災係

